

2019年7月11日

南箱根ダイヤランド区

区長 吉原 英文 様

株式会社 トーエネック

エネルギー事業部長 辰己 義明



### お問い合わせに対するご回答

拝啓 盛夏の候、益々ご清栄のことと心よりお慶び申し上げます。

さて、2019年6月27日付で、南箱根ダイヤランド区長吉原様より文書にてお問い合わせをいただきました静岡県田方郡函南町軽井沢地区における太陽光発電事業案件（以下、「本案件」といいます）につきまして、下記のとおり弊社の見解をご回答申し上げます。

#### 記

太陽光発電事業の実施にあたりましては、近隣住民のみなさまの安全や周辺地域の環境への配慮は欠かせないものと考えております。

本案件につきましても、各種の関係法令を誠実に遵守・履行し、行政当局の指導や協議等を通じて、近隣住民のみなさまの安全や周辺地域の環境に十分に配慮をしながら、適切に事業を遂行していく所存であり、行政当局のご指導等を賜りながら、近隣住民のみなさまのご理解を得るべく努めてまいります。

本案件は、静岡県環境アセスメント条例の対象事業になっておりますので、条例の規定や行政のご指導を踏まえて、環境への影響につき、十分に検討・評価していきます。

さらに、本案件に関して、弊社との契約に基づき、太陽光発電設備の建設や事業に係る許認可の取得等を行っている株式会社ブルーキャピタルマネジメントに対しましては、各種の関係法令を誠実に遵守し、近隣住民のみなさまの安全や周辺地域の環境に配慮を尽くした上で、本案件を遂行するよう改めて要請するようにいたします。

この度は貴重なご意見を賜り、誠にありがとうございます。何卒、本案件の遂行につきご理解・ご高察を賜れますと幸甚に存じます。

敬 具